

市及び市長交際費支出基準

(目的)

第1条 この基準は、市長、副市長及びその他の執行機関が、市政の円滑な運営を図るために、関係機関、各種団体等との協議、懇談及び儀礼のための交際費の支出基準について、その種別、支出範囲その他必要な事項を定めることを目的とする。

(種別及び支出範囲)

第2条 市及び市長交際費の種別、支出範囲等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、市長が交際上特に必要があると認める場合は、この限りでない。

(1)各種団体に対する会費等

各種式典及び懇親会等に理事者が出席する場合で、金額の指定がある場合はその金額を限度額として、金額の指定が無い場合は会場等を考慮してその都度決定し支出することができるものとする。なお、理事者の代理として職員が市を代表して出席する場合には、理事者出席の場合に準じて支出することができるものとする。

(2)弔慰金

別表の基準により、供物(供花)及び弔慰金について支出することができるものとする。

(3)賛助金等

各種賛助金、協賛金等は、市長がその都度定める額とする。

(4)来賓等賄費

来客を応接するための飲食に係る経費として、社会通念上妥当と認められる範囲内かつ必要最小限の金額を支出する。

(5)交際物品費

市政にかかわる渉外等に際し、土産代、賛助金その他市長が特に必要と認める経費として、実費を支出する。

(6)その他市長が特に認めた場合

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、交際費を支出しない。

(1)宗教団体若しくは政党その他の政治団体又はその支部に対するものである場合

(2)市長等の親族に対するものである場合。ただし、第2条第2号の弔慰金を支出する場合を除く。

(基準及び支出内容の公開)

第3条 この基準は公開し、またこの基準に基づく交際費の支出内容については公表する。

2 公表の方法は、市ホームページに掲載することによるものとする。ただし、公表情報に個人に関する情報であって、特段の配慮を必要とするものが含まれる場合にあっては、これを除くものとする。

付 則

この基準は、令和5年10月1日から施行する。

別表(第2条関係)

役職等	種別	弔慰金	供物(供花)
理事者(現職)	本人	30,000	○
	配偶者	10,000	○
	父母	10,000	
	子	10,000	
理事者(元職)	本人	10,000	○
市議会議員(現職)	本人	30,000	○
	配偶者	10,000	○
	父母	10,000	
	子	10,000	
市議会議員(元職)	本人	10,000	○
国会議員・都議会議員(現職) (地元選出)	本人	10,000	○
国会議員・都議会議員(元職) (地元選出)	本人	10,000	○
行政委員会委員等(現職)	本人	10,000	○
行政委員会委員等(元職)	本人	10,000	○
職員(現職) ※会計年度任用職員を除く	本人	10,000	○
他市町村長 (都内・友好都市・姉妹都市)	本人	10,000	○
市長が特に認めたもの	協議	協議	協議